

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 若葉会
所 在 地	深川市あけぼの町 11 番 50 号
電 話 番 号	0164-22-5085
代表者氏名	理事長 渡辺 英雄

2 利用施設

施設の種類	保育所型認定こども園	
施設の名称	わかば認定こども園	
施設の所在地	深川市あけぼの町 11 番 50 号	
連 絡 先	電 話 番 号	0164-22-5085
	F A X	0164-22-5075
管 理 者	園長 渡辺 英雄	
利 用 定 員	(1) 利用定員	
	子 ども の 区 分	定 員
	1 号 認 定 子 ども	2 名
	2 号 認 定 子 ども	9 名
	3 号 認 定 子 ども	9 名
認 可 年 月 日	平成 31 年 4 月 1 日	

3 施設の運営方針

1・教育及び保育理念

新しい時代の子どもたちのために、養護の行き届いた落ち着いた雰囲気の中で、認め合い・高めあい・育ちあう教育及び保育を実践する（養護と教育を充実させ生きる力の基礎を養う。）

2・教育及び保育方針

生きるための基礎を養うために、子どもたちの遊びを通しての経験や環境への主体的関わりを持って豊かで健全な「心と身体」の育成を目指す教育と保育を実践する。また小学校以降の生きる力の基礎を養う。同時に、地域における子育てニーズに対応した「子育て支援」の役割を積極的に担う。

3・教育及び保育目標

情緒を安定させ心身ともに逞しく思いやりがあり、生き生きとしてみずみずしい感性を持った創造性豊かな子どもたちの育成を目指す。

(1) じょうぶなからだをもつ子ども (2) やさしく豊かな心をもつ子ども (3) がんばるころをもつ子ども
わかば認定こども園は目標達成のために職員一同「ほめて育てる教育・保育」を実践します。

4・教育及び保育課程編成の重点

0歳児では3つの視点「健やかにのびのびと育つ」「身近な人と気持ちが通じ合う」「身近な物とのかかわり感性が育つ」を意識して1歳児以降に注ぐ。1歳児から3歳児までは5領域のねらいや内容に留意しながら、3歳児以降では「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力や人間性等」子どもの主体的な生活、自発的なあそびの表出（アクティブ・ラーニング）促しながら、幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿の10項目を見据えて小学校以降の育ちへとつなぐ。

4 保育所の職員体制とクラス編成

(1) 職務内容と配置数（令和2年年4月1日現在）

職 種	職 務 内 容	常勤	非常勤
園 長	保育園の管理運営を統括します。また苦情解決者として苦情解決にあたります。	1人	—
主任保育士	保育内容について保育士を統括するほか園長の補佐を行います。また苦情の受付を行います。	1人	—
保 育 士	保育計画に基づき保育を行います。また家庭との連絡の業務を行います。	3人	1名
看 護 師	保育士の補助及び衛生管理指導を行います。	—	1人
栄 養 士	子どもの栄養指導・管理を行います。	—	嘱託
調 理 員	給食の調理等を行います。	—	3人
事 務 員	建物や備品の保全管理や経理事務などを行います。	1人	—
小 児 科 医	定期的に子どもの内科検診を行います。	嘱託	
歯 科 医	定期的に子どもの歯科検診を行います。	嘱託	
備考			
1 深川市の規定する基準を遵守した上で、保育の提供に必要と認められる職員として、上記の職種を配置します。また必要に応じて、上記に掲げる職員以外のものを配置することがあります。			
2 職員は、子どもの人数に応じて必要な定員を配置します。			

(2) クラス編成と職員の配置状況（令和2年4月1日現在）

対象年齢	クラス名	担当保育士数	備考
0歳児	ひまわり	2人	
1歳児	ひまわり		
2歳児	ちゅーりっぷ		
3歳児	たんぼぼ	2人	
4歳児	あじさい		
5歳児	さくら		

5 保育を提供する時間及び日

当園では、教育・保育等を提供する時間及び日を次のとおり定めています。

(1) 保育時間

保育必要量の区分	対象範囲
保育標準時間	7時45分から18時まで

(2) 保育を提供する日

月曜から土曜日まで（国民の祝日に関する法律に定める休日及びお盆、年末年始は毎年定めます。）

6 提供する保育等の内容

(1) 保育の内容

保育園では春から冬まで四季折々の花がさいており、また「保育農園」もあり、イモ、カボチャなどの植え込みと収穫があります。夏の時期はプレハブテントの中で水遊び通して体力増強に努めております。参観日には親子「陶芸教室」の開催をしており、その作品に効果を上げております。さらに保育スーパーバイザーによる言葉の発達検査の実施をしております。またクワガタ、カブトムシの飼育体験学習をしています。子どもの成長過程において、「体験学習」をなによりも優先しています。

(2) 1日の流れ・年間行事

運営計画をご確認ください。なお、詳しい年間行事予定は、年度初めに各ご家庭に配布します。ただし、行事は、天候や諸事情により、変更になる場合もあります。その場合は、わかり次第連絡をします。

(3) 給食について

昼食と間食を提供します。

※使用する食材の中でアレルギーなどため食べられないものがありましたら、事前にご相談下さい。食材の除去など可能な限り対応します。

（例）卵・小麦粉・牛乳など

7 保育料について

(1) 保育料について

保 育 料	保護者が居住する市町村が定める額 （こども園に直接お支払いください。）
その他実費に関する料金	育友会費（月 400円）×12か月 4,800円 （※半年支払い、一括支払いで徴収します。） その他行事の際、説明します。

【1号認定通常教育時間及び一時預かり時間・利用料】

区分	通常保育の日 時間	利用料	月額上限
基本教育時間	9：00～14：30	市町村が定める金額	上限なし
降園基準時間	14：30～15：00	無料	無料
午後一時預かり	15：00～18：00	300円	月額5,000円

【土曜一時預り時間及び利用料】

【長期休業一時預かり時間・利用料】

区分	土曜一時預かりの日	
	時間	利用料
土曜一時預	7：45～11：00	800円
かり	7：45～18：00	1,300円

区分		
	時間	利用料
長期休業 一時預かり	7：45～18：00	5,000円 (月額)

※長期休業一時預かり時間とは

夏休み 7月第3週金曜日から8月第4週月曜日

冬休み 12月第3週木曜日から1月第3週月曜日

春休み 3月第3週木曜日から4月第1週月曜日

上記期間中の一時預かり時間のことです

8 利用終了に関する事項

(1) 保育の提供の終了

当園は、利用する子ども又はその保護者が、次に掲げる状況に該当するときは、保育の提供を終了します。

※ 小学校に就学したとき。

※ 2号認定子ども又3号認定子どもでなくなったとき。

※ 子どもの居住地市町村と協議の上、保育の提供の継続が適当でないとき。

※ 保護者から退園の申し出または転園をしたとき。

(2) 退園又は転園の手続き

保護者は、当園を退園しようとするときは、原則として退園又は転園をする月の1か月前までに、園長に対して退所届を提供するものとします。

9 緊急時の対応について

(1) 保育中に容体の変化があったとき

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、必要な措置を講じます。

ア 内科

医療機関の名称	医療法人 津田こどもクリニック
医 院 長 名	津田 尚也
所 在 地	深川市5条9番6号
電 話 番 号	0164-34-5311

イ 歯科医

医療機関の名称	沼倉歯科院
医 院 長 名	沼倉 興
所 在 地	深川市1条12番16号
電 話 番 号	0164-22-5615

(2) 災害時の対応について

ア 避難場所

当園における災害時の避難場所は次のとおりです。

避難場所	保育園前庭
所用時間	3分

イ 災害時の発生後の子どもの引き渡しは、原則として当園で行うものとします。ただし、災害状況に応じて現地で引き渡す場合があります。

(3) 保護者と連絡が取れないとき

緊急時であって、保護者と連絡が取れない場合は、子どもの身体の安全を最優先させ、当園が責任を持って、然るべき対応を行いますので、あらかじめご了承ください。

10 要望・苦情に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none">・解決責任者 園長 渡辺 英雄・ご利用時間 当園開園日、開所時間内・電話番号 0164-22-5085・F A X 0164-22-5075 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
-----------	--

1.1 非常災害対策

当園では、非常災害に備え、次の取り組みを行います。

防災設備の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・その他、カーテン、敷物道具等の防災処理 有 非常食 50 食、飲料水、携帯ラジオ等、毛布、長靴、ストーブ 灯油、カセットコンロ、紙おむつ等	<ul style="list-style-type: none"> ・誘導灯 有 ・非常警報装置 有
避難訓練	毎月、避難訓練を実施します。	

1.2 虐待の防止

当園では、子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制整備を行うとともに、職員に対する研修の実施など、必要な措置を講じるものとします。

1.3 守秘義務及び個人情報の扱いについて

個人情報は、当園が定める個人情報取扱規程に基づき取扱います。また、次に掲げる場合には、法令に基づき第三者に対し個人情報の提供をすること又は使用します。

(1) 個人情報の提供

ア 保育所児童保育要録を送付するとき

小学校就学の際には、子どもの育ちを支えるための資料（保育所児童保育要録）を法令に基づき入学予定の小学校への送付することとされており、保育に関する記録等について入学予定の小学校へ情報提供します。

イ 緊急を要するとき

緊急時において、病院その他関係機関に対し、必要な情報提供を行うことがあります。

ウ 保育提供にあたり市町村に対し報告が必要などとき保育提供するにあたり知り得た個人情報の内、法令に基づき支給認定を行った市町村に対し報告等が必要などときは、情報提供を行います。

1.4 当園におけるその他の留意事項

欠席する場合または園時間が遅れる場合	当日に欠席の連絡する場合又は当園が遅れる場合は、保育園までにご連絡下さい。
お迎えが遅れる場合	お迎えが遅れる場合は、保育園にご連絡ください。
感染症について	当園許可について医師の意見書を提出してもらいます。
投薬について	保護者から提供されたのみ投与します。
乳幼児突然死症候群(SIDS)について	健康面に異常がない赤ちゃんが、寝ている間に原因不明で命を亡くす病気です。厚生労働省の調べでも原因は、まだ不明との見解ですが、睡眠中の確認を定時にし、保護者の皆様と一緒に対応を心掛けます。
喫煙について	当園敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動・政治活動 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

不正受給について	<p>次に掲げる事項に該当しているにも関わらず、支給認定を行った市町村へ届出ずに、当園から不正に保育の提供を受けたことが判明したときは、当該市町村に対し報告を行います。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 保護者の一方又はいずれもが保育の必要性の事由に該当しなくなったとき。(2) その他世帯の状況の変化により支給認定の変更設定が必要である時
----------	--